

【第33回2級(管理業務)実技試験】

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2019年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

1 電機メーカーX社は、手段aと手段bと手段cを備える新規な洗濯機に関する発明Aについて、2016年7月1日に米国で特許出願Pをした。その後、日本でも特許を取得すべく、特許出願Pに基づいてパリ条約による優先権を主張して2017年6月30日に、発明Aについて日本で特許出願Qをした。特許出願Qに係る特許請求の範囲には、手段aと手段bと手段cを備える発明Aが記載されていた。特許出願Qは、そのまま拒絶理由が通知されることなく設定登録され、2019年6月20日に特許掲載公報が発行された。電機メーカーY社の知的財産部の部員甲が発明Aについて調査したところ、次の1～3の事実が判明したため、甲は特許異議の申立てをすることを検討している。

- 1 2016年8月10日に日本で特許出願され、2017年6月28日に出願公開された特許出願Rが存在し、その特許請求の範囲には、手段aと手段bと手段cを備える洗濯機に関する発明Aが記載されていた。
- 2 2016年6月15日に日本国内で発行された学術雑誌Sにおいて、手段aと手段bと手段cを備える洗濯機に関する発明Aについて発表され、2016年10月20日に新規性喪失の例外規定の適用を受けて出願された特許出願Tが存在し、その明細書には、手段aと手段bと手段cを備える洗濯機に関する発明Aが記載されていた。
- 3 2016年にX社とY社は洗濯機を共同開発しており、発明Aは、X社の技術者乙とY社の技術者丙の共同発明で、Y社から何ら権利の移転を受けることなくX社が無断で出願していた。

以上を前提として、問1～問6に答えなさい。

問1

特許出願Qに係る特許について、特許出願Rを引用して取り消されないと考えられる場合は「○」を、取り消されると考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問2

問1において、取り消されない又は取り消されると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群I】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【第33回2級(管理業務)実技試験】

問3

特許出願Qに係る特許について、学術雑誌S又は特許出願Tを引用して取り消されないと考えられる場合は「○」を、取り消されると考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問4

問3において、取り消されないと判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅰ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅰ】

- ア 特許異議申立ての理由が存在しないため
- イ 新規性（特許法第29条第1項）を理由に取り消されるため
- ウ 進歩性（特許法第29条第2項）を理由に取り消されるため
- エ 先願（特許法第39条）を理由に取り消されるため

問5

特許出願Qに係る特許について、事実3によって取り消されないと考えられる場合は「○」を、取り消されると考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問6

問5において、取り消されないと判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅱ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅱ】

- ア 特許異議申立ての理由が存在しないため
- イ いわゆる冒認出願であることを理由に取り消されるため
- ウ 共同出願違反であることを理由に取り消されるため

【第33回2級(管理業務)実技試験】

2 コンピュータメーカーX社は、軽量なノートパソコンを開発し、新商品として販売を検討している。これに関して、X社の知的財産部の部員甲が、新商品の商品名に係る商標登録出願について発言1～3をしている。なお、X社は、当該商標登録出願が登録される前には、当該ノートパソコンに関する宣伝及び販売はしない。

発言1 「商品の宣伝広告としてのみ認識される新商品のネーミングについて、他社が真似をしてきた場合を考慮して、商標『羽根のように軽い。もう、あなたは手放せません!!』、指定商品『電子計算機』として商標登録出願をした場合に、当該出願は登録されます。」

発言2 「新商品について、その商品の一般的な名称を商品名として、商標『コンピュータ』、指定商品『電子計算機』として商標登録出願をした場合に、当該出願は登録されません。」

発言3 「新商品の筐体がアルミニウム合金で形成され、軽量であることを強調する観点から、商標『アルミニウム合金製電子計算機』、指定商品『電子計算機』として商標登録出願をした場合に、当該出願は登録されます。」

以上を前提として、問7～問12に答えなさい。

問7

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問8

問7において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅲ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問9

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問10

問9において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅲ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問11

発言3について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問12

問11において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅲ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【第33回2級(管理業務)実技試験】

【理由群Ⅲ】

- ア 商品又は役務の普通名称を表示する商標（商標法第3条第1項第1号）に該当することを理由に拒絶される場合があるため
- イ 商品の産地，販売地，品質等を表示又は役務の提供の場所，質等を表示する商標（商標法第3条第1項第3号）に該当することを理由に拒絶される場合があるため
- ウ 需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標（商標法第3条第1項第6号）に該当することを理由に拒絶される場合があるため
- エ ア～ウの拒絶理由には該当しないため

【第33回2級(管理業務)実技試験】

- ③ X社の法務部の部員甲は、X社の社員からコンテンツの利用方法について相談を受けている。
発言1～3はその相談内容である。

- 発言1 「広報部の企画で社員食堂で社員にインタビューしている様子を撮影したところ、この写真Aに、画家乙が描いた風景画の一部が、社員の後ろに小さく写っていました。写真Aをわが社の社内報に掲載するためには、乙の許諾を得る必要がありますよね。」
- 発言2 「Y大学の教授丙が、著作権法改正について、資料Bにわかりやすくまとめていたので、資料Bをわが社の法務部の人数分コピーして全員に配付しようと思います。資料Bは法律に関するものなので、丙の許諾を得る必要はありませんよね。」
- 発言3 「社員丁が欧州の国々の首都と公用語についてアルファベット順に列挙しただけのデータCに、欧州旅行が趣味の社員戊が、プライベートでそれらの国々へ旅行したときの感想文Dと写真Eを勝手に付け加えた記事を書きました。データC、感想文D及び写真Eを、私自身のブログに掲載しようと思い、戊の許諾は得たのですが、丁にも許諾を得る必要がありますよね。」

以上を前提として、問13～問18に答えなさい。

問13

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問14

問13において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問15

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問16

問15において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問17

発言3について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問18

問17において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【第33回2級(管理業務)実技試験】

【理由群Ⅳ】

- ア 著作権を侵害する場合にあたるため
- イ 著作物の定義にあてはまらないため
- ウ 著作権が制限される場合にあたるため
- エ 私的使用目的にあたるため

【第33回2級(管理業務)実技試験】

4 問19～問33に答えなさい。

問19

X社は、新規事業への進出を検討するために知的財産戦略会議を開いた。この新規事業は、X社が培ってきた重要技術Pを用いた製品Aを製造販売することが中心の事業である。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「まずは新たな製品分野を市場に認知してもらうことが必要です。従って、その新たな製品分野に多くの企業の参入を促すために、わが社の重要技術Pに関して保有している全特許権について無制限でライセンスしましょう。」
- イ 「競合会社であるV社の新製品Bは、わが社の製品Aと同じ機能を保有しているとの噂です。わが社は、製品Aに使用している重要技術Pに関して、多数の特許権を保有していますので、新製品Bは必ずわが社のいずれかの特許権を侵害しているはずで、新製品Bを販売している全国の小売店にすぐに侵害の警告書を送付しましょう。」
- ウ 「中国の競合会社であるW社が、重要技術Pを用いた新製品を中国でのみ販売していますが、わが社の重要技術Pに係る特許権は日本でしか登録されていないため、W社の当該販売行為について差止請求権を行使することはできません。」
- エ 「競合会社であるY社の製品Cは重要技術Pに関するわが社の特許権を侵害しているようですが、わが社はその特許権をライセンスしていないので、ライセンス料相当額を計算できず、損害賠償請求権を行使することはできません。」

問20

家電メーカーX社は、冷蔵庫Aを新たに発売しようとしている。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 冷蔵庫Aは、ドアに独特な装飾がされた文字が施されており、その文字のみについて意匠登録を受けることはできない。
- イ 冷蔵庫Aは、その一部である把手の形状が特徴的なので、その把手について意匠登録出願をすることとした。
- ウ 冷蔵庫Aは、冷蔵室のドア、冷凍室のドア及び野菜室のドアが南極を意識したデザインコンセプトで統一されており、さらに、そのデザインコンセプトを他の冷蔵庫にも適用する予定なので、そのデザインコンセプトについて意匠登録出願をすることとした。
- エ 冷蔵庫Aは、全体に施された色の結合の斬新さが特徴的で、このような色の結合は、他の業務用冷蔵庫等にも同様に用いることができるが、この色の結合そのものについて意匠登録を受けることはできない。

【第33回2級(管理業務)実技試験】

問21

ゴルフクラブメーカーX社は、自社ブランドAについて衣料品関係でも商品展開することとし、衣料品メーカーY社との間で、ブランドAについての商標ライセンス契約を締結した。Y社は、契約に基づいてブランドAのタグがついたライセンス商品の製造販売を開始した。ところが、契約締結後6カ月が経過しライセンス料の支払期限が到来しているにもかかわらず、X社はY社からのライセンス料の支払が確認できていない。ア～エを比較して、X社がY社に対してとることができる措置として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア Y社の未払によって被った損害がある場合、契約において損害賠償責任について明記されていなくても、X社は、契約違反を理由として、Y社に損害賠償を請求することができる。
- イ X社は、Y社にライセンス料の支払を求めため、X社の本店所在地の裁判所に訴えを提起することができる。
- ウ X社は、契約違反を理由として、Y社にライセンス料の支払催告をし、その後に相当の期間が経過しても債務が履行されない場合は、契約を一方的に解除することができる。
- エ X社は、契約違反を理由として、Y社の倉庫に赴き、ライセンス商品についてブランドAのタグを切り取り、持ち帰ることができる。

問22

ア～エを比較して、時計メーカーX社の従業員甲がした職務発明に関して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 甲は、退職日の2週間前に旅行用の携帯時計を開発した。特許出願前であって、甲の退職後、甲がその時計を電車の中で使用したことにより、当該職務発明は新規性を喪失する可能性はない。
- イ 甲が、X社の施設を利用して、時計に関する職務発明を完成させた場合であっても、X社と甲は、共同発明者となる場合はない。
- ウ 甲は、時計に関する発明をしたが、それは勤務中ではあっても出張中に発想したものなので、職務発明に該当しない。
- エ 甲は、職務発明を完成させ、当該発明に関する特許を受ける権利は職務発明規程に基づきX社に帰属することになった。X社は、当該特許を受ける権利に基づき日本とドイツにおいて特許出願をした。この場合、日本の特許法第35条に基づく相当の利益の算定に関しては、ドイツにおける特許出願に関する特許を受ける権利の譲渡は考慮されることはない。

【第33回2級(管理業務)実技試験】

問23

自動車メーカーX社の知的財産部の部員甲は、自動運転車を開発するにあたり、M&Aによりシナジー効果を生み出す可能性の高い企業の買収を検討するために、IPランドスケープを実施している。ア～エを比較して、この場合のIPランドスケープとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 自社及び買収候補企業のそれぞれについて、縦軸にマーケットにおける技術評価の高い順に技術を並べ、横軸にそれぞれの技術についての特許出願件数をとった図を作成して検討する。
- イ 自社及び買収候補企業のそれぞれについて、縦軸に技術的困難度の高い順に技術を並べ、横軸にそれぞれの技術についての特許出願件数をとった図を作成して検討する。
- ウ 自社及び買収候補企業のそれぞれについて、縦軸に侵害発見性の高い順に技術を並べ、横軸にそれぞれの技術についての特許出願件数をとった図を作成して検討する。
- エ 自社及び買収候補企業のそれぞれについて、縦軸に技術的効果の高い順に技術を並べ、横軸にそれぞれの技術についての特許出願件数をとった図を作成して検討する。

問24

X社は、自社製品のプリンタの1機種をY社に生産委託しようと考えて、Y社との間で秘密保持契約の締結交渉をしている。X社は、その交渉の中でY社から生産委託対象機種に関する設計図や生産方式の情報の提供を求められている。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア Y社との間で秘密保持契約を締結すれば、提供する設計図などの情報は営業秘密として取り扱われるので、設計図などに「マル秘マーク」などをつける必要はない。
- イ Y社との間で秘密保持契約を締結しても、製品開発における失敗の情報については事業活動に有用な情報といえず、営業秘密の対象とならないことから、秘密保持の対象とはならない。
- ウ X社は、生産委託対象機種に係る発明について特許出願した場合であっても生産委託対象機種の設計図などの情報を、秘密保持契約が締結されるまでは、Y社に提供すべきではない。
- エ 秘密保持契約について、代表権のない者が締結した契約は無効である。

【第33回2級(管理業務)実技試験】

問25

双眼鏡メーカーX社は、特許発明A「新規な合金aを用いて軽量化したボディと無色透明なレンズbを有する双眼鏡」に係る特許権を有している。その後、双眼鏡メーカーY社が、合金aを用いて軽量化したボディに色つきのレンズcを装着した双眼鏡Bの製造販売を開始していることがわかった。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 特許発明Aのレンズbを双眼鏡Bのレンズcに置き換えて同一の作用効果を奏するか否かは、Y社の行為を侵害行為として判断する上で、重要な判断要素となる。
- イ 特許発明Aのレンズbは無色透明であるのに対して、双眼鏡Bのレンズcは色つきであることから、Y社が双眼鏡Bを製造販売する行為は、明らかに特許発明Aに係る特許権の侵害を構成しない。
- ウ 双眼鏡Bが、特許発明Aの特許出願時における公知技術と同一又は当業者が容易に推考できたか否かは、Y社の侵害行為を認定するにあたり、重要な判断要素となる。
- エ 特許発明Aのレンズbを双眼鏡Bのレンズcに置き換えることについて、双眼鏡の製造技術分野における通常の知識を有する者が、双眼鏡Bの製造販売時に容易に想到できたものであるか否かは、Y社の行為を侵害行為として判断する上で、重要な判断要素となる。

問26

イチゴの新しい品種Aについて品種登録を受けたX社は、第三者による品種Aの無許諾利用行為について育成者権の効力が及ぶか否かを検討している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 品種Aの種苗を入手したU社が、品種Aと異なる新品種の育成の研究に利用するため、品種Aの種苗を増殖する行為には、育成者権の効力が及ぶ。
- イ X社が販売している品種Aの種苗を小売店から購入した農業者Vが、その購入した種苗を用いてイチゴを栽培し、そのイチゴの収穫物の一部について次期作の種苗として用いる行為には、育成者権の効力が及ばない。
- ウ X社が販売している品種Aの種苗を小売店から購入したW社が、その購入した種苗を用いて種苗を増殖する行為には、育成者権の効力が及ばない。
- エ X社が販売している品種Aの種苗を卸売業者から購入したY社が、その購入した種苗を農家に販売する行為には、育成者権の効力が及ぶ。

【第33回2級(管理業務)実技試験】

問27

甲は、乙が映画監督を務め自主製作した実写映画Aのフィルムを所有している。実写映画Aは公開されることがなかったため、甲は実写映画Aのフィルムを用いた上映会の開催を検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。なお、甲は、乙から実写映画Aに係る著作権の譲渡を受けていないものとする。

- ア 甲は、乙が生まれ育った町で、町の住民を無料で招待して実写映画Aの上映会を行うことを企画している。乙が実写映画Aの上映に反対したとしても、甲は、実写映画Aの上映をすることができる。
- イ 実写映画Aは50年前に製作されているので、甲は、乙の許諾を得ることなく実写映画Aを上映することができる。
- ウ 甲は、上映のためではなく個人の勉強のため、パソコンを用いて実写映画Aにフランス語字幕を付することができる。
- エ 実写映画Aが上映された後、当該上映会で盗撮されたと考えられる実写映画Aが、違法動画サイトにアップロードされていた。甲は、当該違法動画サイトの管理者に対して差止請求をすることができる。

問28

塗料メーカーX社は、新規の塗料Aを製造することができる製造技術Bを保有しており、その製造技術Bを利用した事業展開を推進している。X社の知的財産部は、その事業展開のために、製造技術Bを知的財産権で独占する方法と、営業秘密として管理する方法のいずれを推進すべきか社内会議で検討している。ア～エを比較して、社内会議での知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「競合企業Y社に、わが社を退職した技術者から製造技術Bが開示された場合、製造技術Bを入手したY社に対してわが社は損害賠償を請求できる場合があります。」
- イ 「製造技術Bが流出しないように営業秘密として保護するためには、製造技術Bを記したドキュメントに『社外秘』と記載すれば十分です。」
- ウ 「塗料Aに関して、わが国で特許出願を行ったとしても、公益を目的とする公共事業に利用される場合には産業上の利用可能性がないとして拒絶される場合がありますので、営業秘密として管理すべきです。」
- エ 「製造技術Bについて営業秘密として管理をした場合、その営業秘密を漏洩した者に対して損害賠償を請求することはできますが、刑事罰として懲役刑がその者に科されることはありません。」

【第33回2級(管理業務)実技試験】

問29

バッグメーカーX社は、バッグについて、商標Aに係る商標権Mを有している。バッグメーカーY社は、バッグについて商標Aと類似する商標Bを使用していた。ア～エを比較して、X社の社員甲と知的財産部の部員乙の会話として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 甲 「Y社のバッグの販売により、わが社は多大な損害を被っています。また、Y社の子会社であるW社も商標Bを付したバッグを販売しているようです。」
乙 「わが社は、商標権Mに基づいて、Y社に対して権利行使できますが、W社に対しては権利行使できません。Y社に権利行使できれば、問題ないと思います。」
- イ 甲 「Y社のバッグはたいへんな粗悪品であり、Y社のバッグの販売により、わが社の信用が害されていますが、何か対策はありませんか。」
乙 「商標法上は、Y社による一般新聞への謝罪広告の掲載を裁判所に請求できます。」
- ウ 甲 「Y社は、バッグを包装するための商標Bが付された包装パッケージCを有していますが、包装パッケージCの廃棄を求められませんか。」
乙 「商標法上は、差止請求を提起しても、包装パッケージCの廃棄を求めることはできません。」
- エ 甲 「Y社のバッグの販売により、わが社は多大な損害を被っています。この損害の賠償をY社に対して請求できますか。」
乙 「商標法上は、損害賠償請求をするためには警告することが必要です。」

問30

電機部品メーカーX社は、電動モーターの小型化を実現するために特殊なコイルの利用を検討している。X社の技術者甲は、Y社が販売する機械部品Aに使用されている特殊形状のコイルBが利用可能であることを思いついた。機械部品Aには特許番号と意匠登録番号が記載されていたので特許公報及び意匠公報の調査を検討している。ア～エを比較して、調査に関する甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア コイルBに特許権と意匠権の両方が存在することはあり得ないので、特許番号に係る公報を調査すればよく、意匠登録番号に係る公報を確認する必要はない。
- イ 特許番号に係る特許権について調査したところ、年金不納により消滅していたので、意匠登録番号に係る意匠権について調査する必要はない。
- ウ 機械部品Aに記載されている特許番号と意匠登録番号は、機械部品Aに関するものであり、コイルBに関するものではない。
- エ キーワード検索を行う場合、出願人について「Y社」、及び特許請求の範囲について「コイル」とした調査をしても、記載された特許番号に係る公報を必ず抽出できるとは限らない。

【第33回2級(管理業務)実技試験】

問31

自動車メーカーX社は自社製品に用いられるナビゲーション技術のソフトウェアAをY社に開発委託した。この開発委託の成果物に係る著作権はX社に帰属される旨の契約を検討している。ア～エを比較して、成果物の納入を受ける場合におけるX社の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア ソフトウェアAの著作者はY社となるため、著作者人格権を一切行使しないとの書面を、Y社の社長の署名捺印入りで受領することにした。
- イ ソフトウェアAの著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）はすべてY社からX社に譲渡するとの書面を、Y社の社長の署名捺印入りで受領することにした。
- ウ ソフトウェアAが第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するとのY社の社長の署名捺印入りの書面に、ソフトウェアAで利用された技術に関する特許調査報告書とソフトウェアAの創作過程説明書が添付されたものを、ソフトウェアAが格納された記録媒体とともに受領することにした。
- エ ソフトウェアAが、特許庁で審査中のZ社の特許出願の特許請求の範囲に含まれる可能性があるとの報告書をY社から受け取った。この報告書を受け取ったX社の担当者は、まだZ社の特許出願は、審査中であるので、そのままソフトウェアAの納入の受入れを認めることにした。

問32

雑貨輸入会社であるX社が輸入しようとしているぬいぐるみAについての認定手続の結果、ぬいぐるみAは、商標権を侵害する物品に該当すると認定された。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 税関長によって、ぬいぐるみAの積戻しが命じられる場合がある。
- イ 税関長によって、ぬいぐるみAが没収された上で、廃棄される場合がある。
- ウ X社は、権利者であるY社からの輸入同意書を提出した上で、ぬいぐるみAを輸入することができる。
- エ X社は、ぬいぐるみAの侵害部分を切除してもぬいぐるみAを輸入することはできない。

【第33回2級(管理業務)実技試験】

問33

ア～エを比較して、意匠登録出願に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア ディナーセットと、ディナーセットとは同時に使用されない電子計算機とを組み合わせ、
「一組のディナーセット」として組物の意匠登録出願をした場合には、当該意匠登録出願は
拒絶される。
- イ 意匠登録出願をする前にハンガーを展示会に出品した場合であっても、ハンガーの形状につ
いて意匠登録を受けることができる場合がある。
- ウ 傘メーカーX社と、繊維メーカーY社とで共同開発した折りたたみ傘のデザインに関して意
匠登録出願をする場合、Y社の創作に対する貢献度が高い場合であっても、X社はY社に無
断で意匠登録出願をすることができない。
- エ メガネに係る意匠について関連意匠の意匠登録出願をするときには、当該意匠と類似する他
の意匠を本意匠として、その本意匠の出願日と同日に意匠登録出願をする必要がある。

【第33回2級(管理業務)実技試験】

5 問34に答えなさい。

問34

鉄鋼メーカーX社は、発明Aについて、2017年5月10日に特許請求の範囲に請求項1から請求項28まで記載した特許出願Pをし、同時に出願審査の請求をしたところ、進歩性（特許法第29条第2項）を有しないとの拒絶理由通知を受けたため、請求項11、請求項12、請求項17及び請求項21を削除する補正をしたが、拒絶査定を受けた。この場合、拒絶査定不服審判の請求に必要な費用は、何円になるか求めて、算用数字で解答用紙に記入しなさい。但し、当該審判請求時に補正はしないものとする。

特許法等関係手数料令（特許法第195条第2項関係）による

特許出願をする者 1件につき14000円

審判又は再審を請求する者 1件につき49500円に1請求項につき5500円を加えた額

特許異議の申立てをする者 1件につき16500円に1請求項につき2400円を加えた額

【第33回2級(管理業務)実技試験】

6 次の会話は、自動車メーカーX社の技術者甲と知的財産部の部員乙が、外国出願に際して、特許協力条約（PCT）について会話しているものである。問35～問37に答えなさい。

甲 「PCTによる国際出願をし、と、どのような効果がありますか。」

乙 「すべてのPCT締約国に対して正規の国内出願の効果をも有します。」

甲 「国際出願においてパリ条約による優先権の主張をすることができますか。」

乙 「はい、できます。その場合、国際出願は優先日からカ月後に国際事務局により国際公開が行われます。」

甲 「実際に権利化を図りたい国に対しては、いつまでに手続をする必要がありますか。」

乙 「原則として、優先日から30カ月経過時までにをすることが必要です。」

問35

空欄に入る最も適切な語句を【語群V】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問36

空欄に入る最も適切な語句を【語群V】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問37

空欄に入る最も適切な語句を【語群V】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群V】

審査請求手続 国際公開が行われる 12 国内移行手続 18
 国際出願日が認められる 24 国際調査が行われる 出願手続

【第33回2級(管理業務)実技試験】

- 7 次の文章は、漫画の著作物に関する最高裁平成9年7月17日判決についての文章である。
問38～問40に答えなさい。

1話完結式の連載漫画においては、後続の漫画は、先行する漫画と基本的な発想、設定のほか、主人公を始めとする主要な登場人物の容貌、性格等の特徴を同じくし、これに新たな筋書きを付するとともに、新たな登場人物を追加するなどして作成されるのが通常であって、このような場合には、後続の漫画は、先行する漫画を翻案したものといえることができるから、先行する漫画を原著作物とする[1]と解される。そして、[1]の著作権は、[1]において新たに付与された創作的部分のみについて生じ、原著作物と共通しその実質を同じくする部分には生じないと解するのが相当である。ただし、[1]が原著作物から独立した別個の著作物として著作権法上の保護を受けるのは、原著作物に新たな創作的要素が付与されているためであって、[1]のうち原著作物と共通する部分は、何ら新たな創作的要素を含むものではなく、別個の著作物として保護すべき理由がないからである。そうすると、著作権の保護期間は、[2]進行するものではあるが、後続の漫画に登場する人物が、先行する漫画に登場する人物と同一と認められる限り、当該登場人物については、[3]に掲載された漫画の著作権の保護期間によるべきものである。

問38

空欄[1]に入る最も適切な語句を【語群VI】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問39

空欄[2]に入る最も適切な語句を【語群VI】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問40

空欄[3]に入る最も適切な語句を【語群VI】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群VI】

二次的著作物 編集著作物 最初 最後
各著作物ごとにそれぞれ独立して すべての著作物が同時に

【第33回知的財産管理技能検定】

【2級実技】

番号 正解

問1 ○

問2 ア

問3 ×

問4 イ

問5 ○

問6 ア

問7 ×

問8 ウ

問9 ×

問10 ア

問11 ×

問12 イ

問13 ×

問14 ウ

問15 ×

問16 ア

問17 ×

問18 イ

問19 ウ

問20 ウ

問21 エ

問22 イ

問23 ア

問24 ウ

問25 イ

問26 イ

問27 ウ

問28 ア

問29 イ

問30 エ

問31 エ

問32 エ

問33 エ

問34 181500(円)

問35 国際出願日が認められる

問36 18

問37 国内移行手続

問38 二次的著作物

問39 各著作物ごとにそれぞれ独立して

問40 最初